

所属所長 殿

一般財団法人岡山県教育職員互助組合理事長  
(公印省略)

互助組合理程等の一部改正について

平素から当互助組合の運営につきまして格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記のこのことについて、令和2年2月18日開催の理事会において次のとおり改正されました。貴所属会員に周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、今回の規程改正では、主に、今年4月1日から一般職の会計年度任用職員制度が創設されるとともに、臨時的任用職員の任用要件が厳格化されることに伴い、諸規程を改正するものです。

記

- 1 規程等
  - 一般財団法人岡山県教育職員互助組合運営規則
  - 一般財団法人岡山県教育職員互助組合給付及び貸付規程
  - 一般財団法人岡山県教育職員互助組合退職互助規程
  - 一般財団法人岡山県教育職員互助組合退職互助規程実施細則
  
- 2 改正内容
  - 一般財団法人岡山県教育職員互助組合運営規則
    - 互助組合で採用する臨時職員について、会計年度任用職員制度に合わせる
  - 一般財団法人岡山県教育職員互助組合給付及び貸付規程
    - 貸付対象者を、任期の定めのない常勤職員（新規採用者で会員期間1年未満の者を除く。）と定める
  - 一般財団法人岡山県教育職員互助組合退職互助規程
    - 現職会員の加入対象者を任期の定めのない常勤職員と定める
    - 特別会員となって以降、任期の定めのある常勤職員となった場合、その期間は現職会員とする
    - 条項が対象者、現職会員、特別会員の順番となるよう条項を入れ替え
  - 一般財団法人岡山県教育職員互助組合退職互助規程実施細則
    - 退職互助規程の条項の入れ替えに伴う変更
    - 退職互助掛金の最低額を撤廃する
  
- 3 施行年月日 令和2年2月18日
  
- 4 適用年月日 令和2年4月1日

一般財団法人岡山県教育職員互助組合運営規則の一部を改正する規程

一般財団法人岡山県教育職員互助組合運営規則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年2月18日

一般財団法人岡山県教育職員互助組合理事長 鍵 本 芳 明

一般財団法人岡山県教育職員互助組合運営規則の一部を改正する規程

一般財団法人岡山県教育職員互助組合運営規則（昭和44年6月30日制定）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「組合員及び」を「組合員又は」に、「役員及び」を「役員若しくは」に改め、「なった日」の後に「（臨時職員については、別に定める日）」を加える。

第25条の2第1項及び第4項中「互助嘱託」を「臨時職員」に改める。

第26条中「事務職員」の後に「（臨時職員を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 臨時職員の分限、服務、給与、旅費、退職手当等に関しては別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

一般財団法人岡山県教育職員互助組合運営規則新旧対照表

新	旧
<p>第3条 定款第34条第2項第1号及び第2号に規定する会員は、公立学校共済組合岡山支部に属する<u>組合員又は一般財団法人岡山県教育職員互助組合</u>（以下「法人」という。）の<u>役員若しくは法人に使用される者となった日（臨時職員については、別に定める日）</u>から、この法人の会員たる資格を取得し、その資格を喪失した日からこの法人の会員たる資格を喪失する。</p>	<p>第3条 定款第34条第2項第1号及び第2号に規定する会員は、公立学校共済組合岡山支部に属する<u>組合員及び一般財団法人岡山県教育職員互助組合</u>（以下「法人」という。）の<u>役員及び法人に使用される者となった日から、この法人の会員たる資格を取得し、その資格を喪失した日からこの法人の会員たる資格を喪失する。</u></p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>第25条の2 事務局に、次の職員を置くことができる。                  事務局長                  事務局次長                  互助参事                  互助主幹                  互助主任                  互助主事                  臨時職員</p>	<p>第25条の2 事務局に、次の職員を置くことができる。                  事務局長                  事務局次長                  互助参事                  互助主幹                  互助主任                  互助主事                  互助嘱託</p>
<p>2・3略</p>	<p>2・3略</p>
<p>4 互助参事、互助主幹、互助主任、互助主事及び臨時職員は、上司の命を受けて事務をつかさどる。</p>	<p>4 互助参事、互助主幹、互助主任、互助主事及び互助嘱託は、上司の命を受けて事務をつかさどる。</p>
<p>第26条 事務職員（<u>臨時職員を除く。</u>）の分限、服務、給与、旅費、退職手当等に関しては、岡山県教育委員会事務局職員の例による。ただし、定年退職者の再雇用については、別に定める。</p> <p><u>2 臨時職員の分限、服務、給与、旅費、退職手当等に関しては、別に定める。</u></p>	<p>第26条 事務職員の分限、服務、給与、旅費、退職手当等に関しては、岡山県教育委員会事務局職員の例による。ただし、定年退職者の再雇用については、別に定める。</p>

一般財団法人岡山県教育職員互助組合給付及び貸付規程の一部を改正する規程

一般財団法人岡山県教育職員互助組合給付及び貸付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年2月18日

一般財団法人岡山県教育職員互助組合理事長 鍵 本 芳 明

一般財団法人岡山県教育職員互助組合給付及び貸付規程の一部を改正する規程

一般財団法人岡山県教育職員互助組合給付及び貸付規程（昭和49年5月28日制定）の一部を次のように改正する。

第31条中「会員（新規採用者で会員期間1年未満の者及び再任用者を除く。）」を「会員（任期の定めのない常勤職員（新規採用者で会員期間1年未満の者を除く。）に限る。）」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

一般財団法人岡山県教育職員互助組合給付及び貸付規程新旧対照表

新	旧
第31条 <u>会員（任期の定めのない常勤職員（新規採用者で会員期間1年未満の者を除く。）に限る。</u> 以下この章において同じ。）が臨時に資金を必要とする場合は、予算の範囲内で資金を貸付けることができる。ただし、借受人である会員が未成年者である場合は、法定代理人の同意を得なければ貸付けることができない。	第31条 <u>会員（新規採用者で会員期間1年未満の者及び再任用者を除く。</u> 以下この章において同じ。）が臨時に資金を必要とする場合は、予算の範囲内で資金を貸付けることができる。ただし、借受人である会員が未成年者である場合は、法定代理人の同意を得なければ貸付けることができない。

一般財団法人岡山県教育職員互助組合退職互助規程の一部を改正する規程

一般財団法人岡山県教育職員互助組合退職互助規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年2月18日

一般財団法人岡山県教育職員互助組合理事長 鍵本芳明

一般財団法人岡山県教育職員互助組合退職互助規程の一部を改正する規程

一般財団法人岡山県教育職員互助組合退職互助規程(昭和39年7月31日制定)の一部を次のように改正する。

第2条から第5条までを次のとおり改める。

(対象)

第2条 この事業は、現職会員及び特別会員を対象とする。

(現職会員)

第3条 会員(任期の定めのない常勤職員に限る。以下この条において同じ。)は35歳に達した日(35歳を超えて会員となった者で、15年以上会員期間を有する見込みのある者については、会員となった日の前日)の属する次の年度の4月1日から現職会員の資格を取得し、死亡の日の翌日、現職会員の資格を喪失する。

2 現職会員が次の各号の1に該当するに至ったときは、前項の規定にかかわらず、現職会員の資格を喪失する。

(1) 50歳未満で退職したとき。

(2) 公立学校共済組合岡山支部以外の共済組合の組合員に転出したとき。

(3) 35歳を超えて会員となった者が現職会員期間15年未満で退職したとき。

(特別会員)

第4条 第27条に規定する掛金を全て納めた現職会員は、退職したときに特別会員となる。

2 前項の規定にかかわらず、特別会員が公立学校共済組合岡山支部に属する組合員又は一般財団法人岡山県教育職員互助組合(以下「組合」という。)の役員若しくは組合に使用される者となった場合は、その期間中は現職会員とする。

3 特別会員は、死亡の日の翌日、特別会員の資格を喪失する。

第5条 削除

第10条第1項及び第11条第1項中「第5条第2項」を「第3条第2項」に改める。

第11条の2第1項中「第5条第2項第2号」を「第3条第2項第2号」に改める。

第20条中「一般財団法人岡山県教育職員互助組合(以下「組合」という。)」を「組合」に改める。

第27条第1項中「特別会員となった」を「退職し、特別会員となる」に改め、同条第2項を削る。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

一般財団法人岡山県教育職員互助組合退職互助規程新旧対照表

新	旧
<p>(対象)</p> <p>第2条 この事業は、<u>現職会員及び特別会員を対象とする。</u></p>	<p>(特別会員)</p> <p>第2条 会員で、退職後引き続きこの規程の適用を受ける者を特別会員とする。</p> <p>2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項（地方公務員法の適用を受けない者にあつては、これに相当する法律等を含む。）の規定により、常時勤務を要する職に採用された者（第27条において「再任用者」という。）は、特別会員としない。ただし、第27条第2項の掛金を納めたときは、再任用期間満了後特別会員となる。</p>
<p>(現職会員)</p> <p>第3条 会員（任期の定めのない常勤職員に限る。以下この条において同じ。）は<u>35歳に達した日（35歳を超えて会員となった者で、15年以上会員期間を有する見込みのある者については、会員となった日の前日）の属する次の年度の4月1日から現職会員の資格を取得し、死亡の日の翌日、現職会員の資格を喪失する。</u></p> <p>2 <u>現職会員が次の各号の1に該当するに至ったときは、前項の規定にかかわらず、現職会員の資格を喪失する。</u></p> <p>(1) <u>50歳未満で退職したとき。</u></p> <p>(2) <u>公立学校共済組合岡山支部以外の共済組合の組合員に転出したとき。</u></p> <p>(3) <u>35歳を超えて会員となった者が現職会員期間15年未満で退職したとき。</u></p>	<p>第3条 特別会員の権利義務は、この規程で定めるものに限る。</p>
<p>(特別会員)</p> <p>第4条 第27条に規定する掛金を全て納めた現職会員は、退職したときに特別会員となる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特別会員が<u>公立学校共済組合岡山支部に属する組合員又は一般財団法人岡山県教育職員互助組合（以下「組合」という。）の役員若</u></p>	<p>(対象)</p> <p>第4条 この事業は、<u>会員で35歳以上の者（以下「現職会員」という。）</u>、<u>第2条第1項及び第2条第2項ただし書きの特別会員を対象とする。</u></p>

しくは組合に使用される者となった場合は、その期間中は現職会員とする。

3 特別会員は、死亡の日の翌日、特別会員の資格を喪失する。

## 第5条 削除

(脱退一時金)

第10条 第3条第2項により資格を喪失したときは、脱退一時金を支給する。

2 略

(期間の通算)

第11条 第3条第2項の該当者(現職会員期間15年以上の転出者に限る。)が期間の通算を希望する旨を理事長に申出た場合には、再び現職会員の資格を取得(以下「復帰」という。)したとき、前後の期間を通算する。

2～4略

第11条の2 人事交流により次の各号のいずれかの共済組合の組合員に転出し、第3条第2項第2号に該当した者が期間の通算を希望する旨理事長に申出た場合には、前条の規定にかかわらず復帰したとき前後の期間を通算する。

(会員の資格の得喪)

第5条 会員が35歳に達した日(35歳を超えて会員となった者で、15年以上会員期間を有する見込みのある者については、会員となった日の前日)の属する次の年度の4月1日から現職会員の資格を取得し、死亡の日の翌日、現職会員の資格を喪失する。

2 現職会員が次の各号の1に該当するに至ったときは、前項の規定にかかわらず現職会員の資格を喪失する。

(1) 50歳未満で退職したとき

(2) 公立学校共済組合岡山支部以外の共済組合の組合員に転出したとき

(3) 35歳を超えて会員となった者が現職会員期間15年未満で退職したとき

3 現職会員が現職会員期間15年以上で退職し、規程第27条の掛金を納めたとき特別会員となり、死亡の日の翌日、特別会員の資格を喪失する。

(脱退一時金)

第10条 第5条第2項により資格を喪失したときは、脱退一時金を支給する。

2 略

(期間の通算)

第11条 第5条第2項の該当者(現職会員期間15年以上の転出者に限る。)が期間の通算を希望する旨を理事長に申出た場合には、再び現職会員の資格を取得(以下「復帰」という。)したとき、前後の期間を通算する。

2～4略

第11条の2 人事交流により次の各号のいずれかの共済組合の組合員に転出し、第5条第2項第2号に該当した者が期間の通算を希望する旨理事長に申出た場合には、前条の規定にかかわらず復帰したとき前後の期間を通算する。

(1)・(2)略

2・3略

第20条 組合の貸付金の1回当たりの償還金の額の合計額は、借受人の給料月額  
の10分の3に相当する金額を超えるこ  
とはできない。

第27条 会員は、現職会員の資格を取得  
した日の属する月から25年間、毎月給  
料の1000分の5を掛金として給与受  
領の際組合に納入しなければならない。  
ただし、現職会員が、掛金納入の途中で  
退職し、特別会員となるときは、300  
回に達するまでの残余の月数に、退職の  
日の属する前月の給料の1000分の5  
を乗じた金額を退職の際一括して組合に  
納入しなければならない。

(1)・(2)略

2・3略

第20条 一般財団法人岡山県教育職員互  
助組合(以下「組合」という。)の貸付  
金の1回当たりの償還金の額の合計額は  
、借受人の給料月額の10分の3に相当  
する金額を超えることはできない。

第27条 会員は、現職会員の資格を取得  
した日の属する月から25年間、毎月給  
料の1000分の5を掛金として給与受  
領の際組合に納入しなければならない。  
ただし、現職会員が、掛金納入の途中で  
特別会員となったときは、300回に達  
するまでの残余の月数に、退職の日の属  
する前月の給料の1000分の5を乗じ  
た金額を退職の際一括組合に納入しな  
ければならない。

2 会員が現職会員期間を15年以上有し  
、掛金納入の途中で再任用者として採用  
される直前に退職したときは、300回  
に達するまでの残余の月数に、当該退職  
の日の属する前月の給料の1000分の  
5を乗じた金額を、当該退職の際一括し  
て組合に納入しなければならない。



一般財団法人岡山県教育職員互助組合退職互助規程実施細則の一部を改正する規程

一般財団法人岡山県教育職員互助組合退職互助規程実施細則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年2月18日

一般財団法人岡山県教育職員互助組合理事長 鍵 本 芳 明

一般財団法人岡山県教育職員互助組合退職互助規程実施細則の一部を改正する規程

一般財団法人岡山県教育職員互助組合退職互助規程実施細則(昭和39年8月31日制定)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第5条第1項」を「第3条第1項」に改める。

第36条第2項及び第3項を削る。

第37条を次のとおり改める。

第37条 削除

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

一般財団法人岡山県教育職員互助組合退職互助規程実施細則新旧対照表

<p>(加入の手続き)</p> <p>第2条 規程第3条第1項の規定により、退職互助事業に加入しようとする者は、資格取得の日の前月末までに、別に定める退職互助加入届(以下「加入届」という。)を所属所長を経て、理事長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第36条 略</p> <p>第37条 削除</p>	<p>(加入の手続き)</p> <p>第2条 規程第5条第1項の規定により、退職互助事業に加入しようとする者は、資格取得の日の前月末までに、別に定める退職互助加入届(以下「加入届」という。)を所属所長を経て、理事長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第36条 略</p> <p>2 規程第27条本文に規定する給料が、<u>給与条例別表の教育職給料表(二)の1級1号給相当額以下のときは、1級1号給相当額をもって、その者の給料額とみなすものとする。</u></p> <p>3 規程第27条ただし書の給料が、<u>給与条例別表の教育職給料表(二)の1級20号給相当額以下のときは、1級20号給相当額をもってその者の給料月額とみなすものとする。</u></p> <p>第37条 <u>第2条第2項の規定により加入届が受理されたときの規程第27条本文の適用については、最初の掛金納入時に加入届を受理した月の給料の1000分の5に資格取得の月から加入届が受理された月までの月数を乗じた金額を一括納入しなければならない。</u></p>
--	--